

# No more ! 墜落・転落災害 @建設現場

全国では平成29年秋以降，建設業における死亡災害が前年に比べて10%以上増加！  
また、死亡災害のうち約45%が墜落・転落災害です！

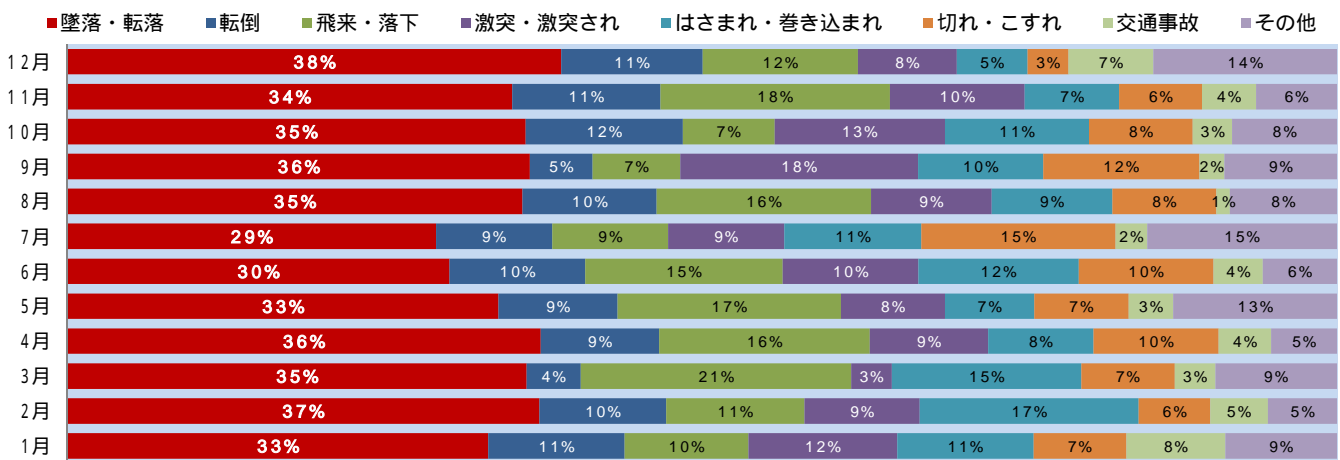
「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」実施！

平成29年12月1日（金）～ 平成30年1月31日（水）

山梨労働局・各労働基準監督

厚生労働省においては、墜落・転落災害の防止に向けた重点的な取組として、災害の多発が懸念される年末年始の2ヶ月間（平成29年12月1日から平成30年1月31日まで）、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開することとし、山梨労働局においては独自に墜落・転落災害の発生傾向の分析結果等を踏まえ、1月に集中的に取り組むこととしました。、各建設現場におかれては、元請・下請の皆さまが丸となって、墜落・転落災害の防止について自主的な取組を一層強化していただくようお願いいたします。

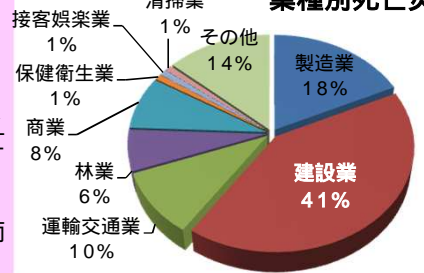
## ①平成19年～28年 山梨県内における建設業 月別・事故の型別災害割合



## 山梨県内の墜落・転落災害の発生傾向

- 山梨県内の過去10年間の建設業における災害を発生月別・型別で見ると、①グラフのとおり、各月とも墜落・転落災害が3割以上と最も多く、12月～2月の冬季に墜落・転落災害が多くなる傾向となっています。
- 山梨県における平成19年から平成28年までの全死亡災害は111人で、業種的に見ると、右の円②グラフの発生割合となり、建設業は全体の41%（46人）を占め、最も多くなっています。また、裏面の死亡災害一覧のとおり、墜落・転落による死亡災害は46人中、15名と3割以上を占めています。  
工事種類は、建築工事に比べ土木工事（地山関係等）が多く、7割以上を占めています。また、発生原因は、ほとんどが安全措置（安全帯着用等）の不備が多く、車両等の操作ミスによる地山端部からの墜落・転落災害も発生しています。

## ②平成19年～平成28年 業種別死亡災害割合



建設現場では、a～i の実施事項（基本事項）を確認しましょう！！

それぞれの事項を確認して、にチェック！

<input type="checkbox"/>	a. 作業床の設置	高さ2m以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けましょう。
<input type="checkbox"/>	b. 手すり等の設置	高さ2m以上の作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。
<input type="checkbox"/>	c. 安全帯の使用	梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なとき、荷の揚げ降ろし等で手すり等を一時的に開放するときは、安全帯を使用させましょう。
<input type="checkbox"/>	d. 踏み抜き防止措置	スレート屋根等の上での作業では、歩み板、防網等を設けましょう。
<input type="checkbox"/>	e. 足場からの墜落防止措置	足場（一側足場を除く）には、足場の種類に応じ手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。
<input type="checkbox"/>	f. 足場の点検の実施	毎日の作業の開始前や足場の組立て、変更時には、事前に足場の安全点検を実施しましょう。
<input type="checkbox"/>	g. 作業主任者の選任	高さ5m以上の足場の組立て・解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任しましょう。
<input type="checkbox"/>	h. 特別教育の実施	足場の組立て・解体等の作業に就かせるときは、当該労働者に対し特別教育を実施しましょう。
<input type="checkbox"/>	i. 安全衛生教育	労働者を雇い入れたときは、安全帯の不使用など不安全行動が生じないよう、墜落・転落防止のための教育を行いましょう。

# 山梨県内の建設現場では、過去10年間に15人の墜落による死亡災害が発生しています！！

## 平成19年～平成28年 建設業における墜落・転落 死亡災害一覧

確定値

番号	発生日	年齢	業種	事故の型	概要	イラスト
	発生地					
1	19 6.4	7	建設業 砂防工事	墜落・転落 地山	治山工事現場において、岩盤の発破後に残った切り株を除去する作業を行っていたところ、河床までの斜面約2.8mを転落した。被災者は、安全帯にロリップを付け、親綱に取り付けて作業をしていたが、転落時には、ロリップが親綱から外れていた。	
2	19 10.1	6	建設業 道路建設工事	墜落・転落 地山	県道防災工事における法面の支障木の伐倒作業中に、伐倒する立木と近くの電線との接触防止のために、立木を引っ張るワイヤーロープを立木にかけようと、はしごを使って作業をしていたところ、はしごと共に約7m下の県道に墜落した。	
3	20 8.20	4	建設業 道路建設工事	墜落・転落 立木等	林道開設工事において、勾配38度の法面で支障木の楓(直径7cm、曲がり木)を高さ1.5mの位置でチェーンソーにより伐倒した際に、バランスを崩したか、跳ねた木に当たり約2.8m下に転落した。	
4	20 9.26	4	建設業 砂防工事	墜落・転落 建築物・構築物	復旧治山工事で丸太の作業構台の組立のため、ケーブルクレーンを使用し丸太を吊り込んでいたが、丸太が作業構台の一部に接触していたのに巻上げ続けたため、丸太を吊っていた玉掛用ワイヤーロープが切れた。その反動で被災者は作業構台の丸太上から約4m下の法面に墜落し、そのまま約8.6m滑落した。	
5	20 11.10	3	建設業 砂防工事	墜落・転落 掘削用機械	堰堤設置箇所にコンクリートを打設するため、コンクリートバケット(容量0.5m3)の玉掛用ワイヤーロープを被災者が運転するドラグショベルのバケットのフックに付け、吊り上げて旋回させたところ、車体が傾き、法長11.6mの斜面を転落し、被災者が運転席から投げ出された。	
6	21 2.17	7	建設業 その他 土木工事	墜落、転落 その他の 用具	防災工事現場で親綱を作業箇所から約4mほど法面に垂らし、法尻より約2.3mの高所において法面上の木の切り株を取り除く作業に従事していたところ、足を滑らせ、とっさに親綱に掴まるうとしたがロリップ部分を握ったと思われ、ロリップが親綱から外れ、転落した。	
7	21 11.10	5	建設業 その他 土木工事	墜落、転落 地山	落石防止のための法面保護工事現場の斜度52度の法面において、削孔機の移設作業を行っていたところ、法面上を約80m転落した。	
8	22 3.29	6	建設業 (機械器具 設置工事)	墜落・転落 トラック	トラックで運搬してきたプレス機械を工場に設置するため、被災者を含む5人で移動式クレーン及びフォークリフトを用いて荷卸し作業をした後、トラック横の深さ約3メートルの側溝内に倒れている被災者が発見された。	
9	22 6.2	6	建設業 (その他の 建築工事)	墜落・転落 はしご等	木造家屋解体工事現場において、高さ約2メートルの箇所ですてき瓦の解体作業を行っていた被災者が、休憩のため脚立はしごを使って地上に降りようとしたところ、脚立はしごが反転し、被災者が地面に墜落した。	
10	22 12.28	5	建設業 (建築工事)	墜落・転落 作業床	体育館壁下地材の組立取り付け作業を行っていた被災者が、内部足場の解体・搬出に伴い仮設置され、緊結されていなかった高さ約5mの作業構台の端から、体育館のコンクリート面に墜落した。	
11	23 2.18	6	建設業 (砂防工事)	墜落・転落 地山・岩石	治山工事において、法面の吹き付け作業終了後、現場事務所に向かって被災者が、林道脇の空き地から吹き付け箇所の状況を確認しようとして法面を転落した。	
12	26 5.12	4	建設業 (道路建設 工事)	墜落、転落 トラック	林道の山側法面で発生した土砂崩落現場から土砂をダンプトラックで搬出し、現場から1キロほど離れた林道の上から沢に向かって土砂を捨てようとしたところ、法肩から車両が転落し、運転席キャビンがつぶれて内部の運転手が下敷きとなった。	
13	27 7.1	6	建設業 (土木工 事)	墜落、転落 その他の 用具 (ロープ)	伐倒木を引っ張って移動させるため、ロープを伐倒木の両端に結び付けていたが、その状態のままロープの内側に玉切りしていたところ、伐倒木が法肩からずり落ち、被災者はロープに足をすくわれ、斜面を約2.5m滑落した。	
14	28 1.8	5	建設業 (その他の 建築工事)	墜落、転落 建築物、 構築物	店舗解体工事において、ベランダ上で廃材等の清掃を行っていた被災者が、既に梁を外した箇所のコンクリートスラブに乗った際、スラブが長さ約7.2m、幅93cmにわたって崩落し、スラブとともに約3mの高さから墜落した。	
15	28 8.19	6	建設業 (道路建設 工事)	墜落、転落 移動式ク レーン	林道の修繕工事のため、クレーン仕様のドラグ・ショベルでコンクリートバケットをつり上げ林道谷側に向けて旋回を行ったところ、ドラグ・ショベルが傾き林道下に転落。運転席から投げ出された被災者がドラグ・ショベルのバケットとコンクリートバケットとの間にはさまれた。	

(注) 番号に のついているものは公共工事を示す。  
調査結果等により、内容を追加、変更する場合がある。



# 墜落・転落災害防止の更なる取組を！！

墜落・転落災害を防止するためには、法令に定める措置（表面に記載した a～i の基本事項）を講ずるだけでなく、より安全な作業環境を形成していくことが重要です。  
「墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を契機として、以下に示す取組も進めていきましょう。

## 本足場を設置していても 「より安全な措置」 等に取り組みましょう

安全性が高い本足場であっても、墜落・転落災害は少なからず発生しています。

災害の例としては、荷の上げ下ろしのために足場に一時的な開口部を設けたところ、そこから墜落した、筋交いの隙間や中さんの下方から身を乗り出した際に墜落した、足場の組立・解体時に、手すり等のない足場最上部から墜落した、など多岐にわたっています。

本足場を設置することで、高所作業の安全性は高まりますが、それだけでは完全に墜落・転落災害を防止することはできません。このため、厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の防止のための「より安全な措置」等として、以下の3点を推奨しています。

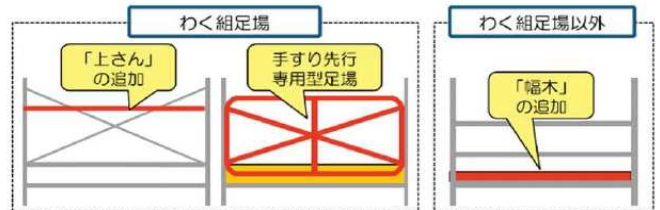
### 1：上さん・幅木などの設置

わく組足場の場合

- ・法定の措置に加え「上さん」を設置すること。
- ・「手すり先行専用型足場」を設置すること。

わく組足場以外の足場の場合

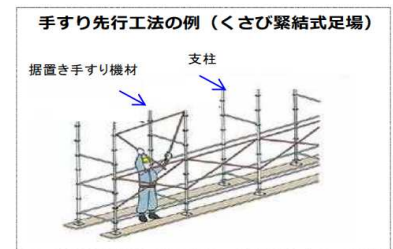
- ・法定の措置に加え「幅木」を設置すること。



### 2：手すり先行工法、及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づいた手すり先行工法による足場の組立等を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。

厚生労働省ホームページに掲載。



### 3：足場等の安全点検の確実な実施

足場の組立て・変更時等の点検は、十分な知識・経験がある者によって、チェックリストに基づいて行うこと。

厚労省ホームページに掲載「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（別添：「より安全な措置」等について）」  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkuyokuanzeniseibu/0000088456.pdf>

労働者、  
雇用主の  
皆さまへ

## はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては、死亡に至る災害も少なくありません。

下記を参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント

1

はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、  
想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

ポイント

2

はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる  
床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

ポイント

3

はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても  
墜落防止用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

## ポイント1

# はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？

墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？（ ）

（ ）足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

十分に検討しても他の対策が取れない場合に限り、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

### 移動はしごの安全使用のポイント

はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか  
（固定できない場合、別の者が下で支えているか）  
足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか  
はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか  
はしごの立て掛け角度は75度程度か。

しっかり固定！



立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認しましょう！

#### 「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

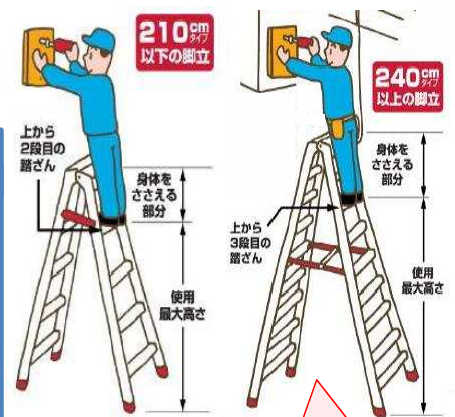
##### 移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

##### 脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

### 脚立の安全使用のポイント



高さ2 m以上での作業時は、ヘルメットだけでなく、安全帯も着用しましょう！

## ポイント2

# 必ずヘルメットを着用してください！

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落防止用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計）

### ヘルメットの着用ポイント

必ず保護帽を着用！



特に1と3を忘れずに！  
（死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです）

（着用時  
5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾げずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

#### 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

#### 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！